
第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

(1) 少子化の進行

「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所／平成18年12月発表)によると、少子化の主たる要因である晩婚化の進行によって夫婦の出生力の低下はますます加速するとされています。加えて、結婚以外のライフコース選択の増加に伴う「選択的な生涯未婚」傾向も進行し、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予測されています。

急速な少子化の進行は、今後、社会の活力の低下や、社会保障をはじめとするわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであると懸念されています。

本来、結婚や出産は、個人の価値観や生き方に基づくものであり、子どもの養育や教育は家庭内で行われることが基本となりますが、一方で子どもは次代を担う存在であることから、子どもが社会の一員として尊重され、社会全体で子育てを支援し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めていくことが重要です。

(2) 少子化対策

国においては、これまでに、「少子化対策推進基本方針」(平成11年12月)、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(平成11年12月、いわゆる「新エンゼルプラン」)、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(平成13年7月閣議決定)に基づく「待機児童ゼロ作戦」等により、子育ての負担を軽減し、子どもを産みたい人が産めるようにするための環境整備に力点を置いて、少子化対策を実施してきたところです。

しかし、その後も少子化の進行が続き、平成14年9月には、厚生労働省において「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、保育に関する施策など「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取り組みに加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、総合的な取り組みを推進することとしました。

また、国は、こうした取り組みを具現化するため、平成15年3月には、少子化対策推進関係閣僚会議において、「次世代育成支援に関する当面の取組方針」をとりまとめ、あわせて、平成15年3月には、自治体及び企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法案」及び地域における子育て支援の強化を図るための「児童福祉法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年7月に成立しました。平成16年には、少子化に対処するための基本指針として「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、それを基に平成17年度からの5か年計画として「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。さらに平成19年末に『子どもと家族を応援する日本』重点戦略がとりまとめられて、「働き方の見直しによる『仕事と生活の調和』の実現」と「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の2つが重要な取り組みとして示されています。

少子化の流れを変えるため、国、県、市町村、企業等が一体となって、子どもを産み育てやすい環境づくりの推進をより一層図っていくことが求められています。

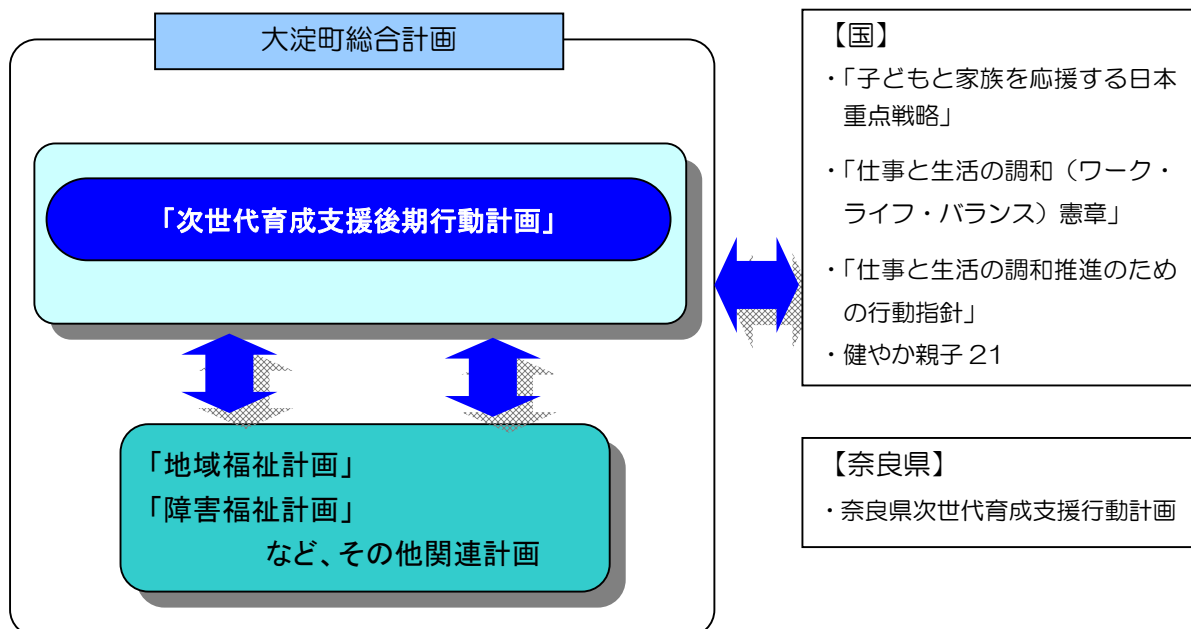
■少子化対策の経緯

平成元年	合計特殊出生率が 1.57 となる
平成 6 年 4 月	子どもの権利条約を批准：子どもの最善の利益を図るなど、子どもの権利擁護をめざす
平成 6 年 12 月	「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」、及び「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等 5 か年事業）」を策定
平成 10 年 4 月	改正児童福祉法が施行：法改正により、以下の 3 点を柱とする児童家庭福祉制度の見直しを行う (1) 保育制度の見直し（保護者の保育所選択を可能にする、保育料負担方法の見直し、放課後児童健全育成事業の法制化など） (2) 児童自立支援施策の充実（児童家庭センターなど相談・支援施設の活動強化など） (3) 母子家庭支援策の見直し（母親の雇用促進を中心とした施策の実施等）
平成 10 年 6 月	厚生白書 10 年版が「少子社会」をメインテーマに「少子社会を考える—子どもを産み育てることに夢を持てる社会を一」と題して報告
平成 10 年 12 月	「少子化への対応を考える有識者会議」が、「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために」を提言
平成 11 年 6 月	「少子化への対応を推進する国民会議」の開催
平成 11 年 12 月	少子化対策推進基本方針の策定：「少子化への対応を考える有識者会議」の提言の趣旨を踏まえ、政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として策定
平成 11 年 12 月	新エンゼルプランの策定：少子化対策推進基本方針に基づく重点施策の具体的実施計画として策定（大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の 6 大臣合意）
平成 12 年 4 月	「国民的な広がりのある取り組みの推進について」の策定…「少子化への対応を推進する国民会議」にて各団体や国民会議が推進する取り組みについて取りまとめ
平成 12 年 6 月	改正児童手当法の施行：児童手当の支給対象年齢を義務教育就学前までに延長（3 歳未満→6 歳到達後最初の年度末までに）
平成 12 年 11 月	「児童虐待の防止等に関する法律」の施行
平成 13 年 7 月	「仕事と子育ての両立支援策の方針について」を閣議決定
平成 14 年 9 月	「少子化対策プラスワン」（厚生労働省）の取りまとめ
平成 15 年 3 月	「次世代育成支援に関する当面の取組方針」（少子化対策推進関係閣僚会議）の取りまとめ
平成 15 年 3 月	「次世代育成支援対策推進法案」、「児童福祉法改正案」を国会提出
平成 15 年 7 月	「次世代育成支援対策推進法」と「児童福祉法の一部を改正する法律」の制定
平成 16 年 6 月	改正児童手当法の施行により、手当の支給対象が、就学前児童から小学校 3 年生修了前までに拡大
平成 16 年 6 月	合計特殊出生率が 1.29 となる
平成 16 年 6 月	少子化社会対策大綱が閣議決定
平成 16 年 6 月	子ども・子育て応援プランの策定
平成 18 年 4 月	改正児童手当法の施行により、手当の支給対象が、小学校 3 年生から小学校 6 年生修了前までに拡大
平成 19 年 12 月	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び行動指針の閣議決定
平成 19 年 12 月	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議の開催
平成 20 年 7 月	「5 つの安心プラン～未来を担う“子どもたち”をまもり育てる社会～」の策定
平成 21 年 2 月	「子ども・子育てビジョン～子どもの笑顔が溢れる社会のために～」が閣議決定
平成 22 年 4 月	「児童手当」に代わり「子ども手当」の支給

第2節 計画の性格・位置づけ

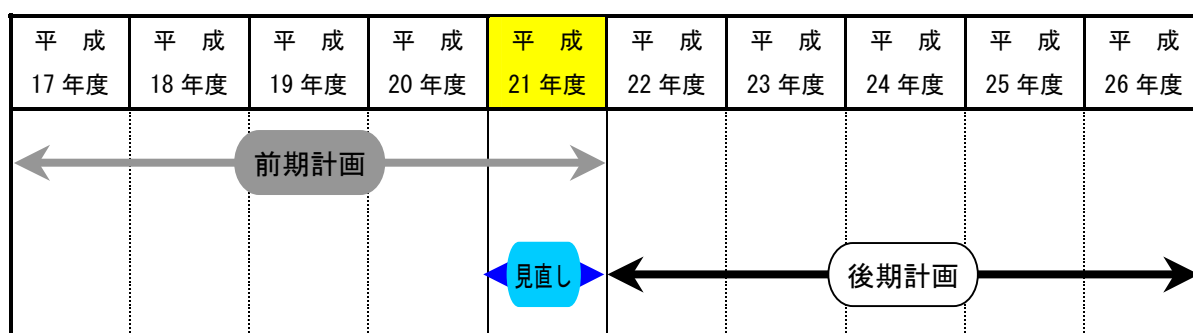
本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく法定計画であり、平成17年度から10年間の次世代育成支援のための集中的・計画的な取り組みについて、国の「行動計画策定指針」を踏まえた大淀町の行動計画（後期行動計画）と位置づけられます。

本計画は「大淀町総合計画」を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を図りながら、町のあらゆる分野で子育て支援策を展開し、子どもを生き育てやすいまちづくりを推進していくための指針となるものです。



第3節 計画の期間

本計画は、平成 17 年度から平成 21 年度を期間として策定した行動計画（前期）に引き続き、平成 22 年度を初年度とし、平成 26 年度までの 5 年間を計画期間とします。



第4節 計画の策定方法

(1) アンケート調査を通じた町民の意見の把握

この計画には子育て中の保護者の意見やニーズを反映するため、就学前児童（0～5 歳）及び就学児童（6～8 歳）の保護者を対象として「大淀町次世代育成支援に関するニーズ調査」（アンケート調査）を平成 21 年 1 月に実施しました。

(2) 前期計画の実施状況の評価及び庁内ヒアリング

庁内では、関係各課に対して、「前期計画検証シート」を用いた、前期計画の評価を実施しました。関係各課に対し、課題・今後の展望等を調査することで、計画策定の基礎資料とするとともに、関係課との連携を密なものとし、全庁的な子育て支援に関する施策の方向性を定めるために実施しました。

(3) 大淀町次世代育成支援後期行動計画策定委員会での検討

また、幅広い意見を聴くため、学識経験者、保育所・幼稚園・学校関係者及び関係各機関の代表より構成する「大淀町次世代育成支援後期行動計画策定委員会」を開催しました。